

【閲覧用】

令和 5 (2023) 年第 8 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 5 (2023) 年 8 月 10 日 (木)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時		閉会	午後 2 時 47 分	
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 39 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	4 件
	議案第 40 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 41 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	7 件
	議案第 42 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		許可	22 件
	議案第 43 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		許可	1 件
	協議第 6 号	飯塚市穂波共同育苗施設運営委員の選任について		決定	—
	報告第 25 号	農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について		済	1 件
	報告第 26 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員 14 人		農地利用 最適化推進委員 9 人		
欠席委員	農業委員		5 人		
署名委員	18 番	伏原 和也	19 番	原田 敏行	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	松隈 光明	

農業委員出席状況（14名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	—
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	—
3	橋本 周	—	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	—	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	—	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（9名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	○	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	○	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	○	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	○
13	大庭 良幸	○	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	○

議案第 39 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted] [Redacted]
譲渡人	[Redacted] [Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(26 番推進委員：佐野委員)</p> <p>7 月 25 日に譲受人の [Redacted] より連絡を受けて現地で説明を受けました。譲受人の [Redacted] は意欲的に農業に取り組まれております。事務局の説明通りであれば問題ないものと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 39 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted] [Redacted]	耕作面積 耕作者数	[Redacted] [Redacted]
譲渡人	[Redacted] [Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(13 番推進委員：大庭委員)</p> <p>7 月 18 日に譲受人から電話で説明を受けました。譲受人は堀池で一町七反ほど耕作されている [Redacted] の息子さんであり、[Redacted] の後を継ぐ貴重な農業後継者であります。当然農業機械も [Redacted] が所有しておられ、農地法 3 条に規定する申請は何ら問題ないと思われます。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 39 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]
-----------------	------------

申請人	■■■■■ ■■■■■	農地 区分	2種 (10ha未滿)
転用目的 施設の概要	車庫及び倉庫		
備考	特になし。		
造成	張りコンクリート舗装以外の部分は砂利舗装。		
進入口	申請地北側市道より進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	勾配により、既存の道路側溝へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽設置済み。既存の道路側溝へ放流。		
工事計画期間	令和5年9月1日から令和5年9月20日まで。		
水利同意	■■■■■農区の同意あり。		
第4条第2項各号	(資金) 追認のため添付なし。 (信用) 本案件は違反転用のため、補足説明にて経緯報告をする。		
補足説明	<p>(経緯報告)</p> <p>土地所有者である■■■■■が農地法による転用申請が必要である事を知らずに、所有農地に車庫、合併浄化槽及び倉庫を建ててしまった。このことについては、農地パトロールにおいても把握できていなかった。</p> <p>(対応・是正について)</p> <p>飯塚農林事務所農山村振興課農地係担当者との協議を行った結果、車庫、合併浄化槽及び倉庫の撤去は、生活に著しく支障を与えるため、原状回復が困難であると判断。申請地の砂利敷きについては撤去することとした。</p> <p>令和5年7月20日、是正完了の報告があったため、現地調査を地区の小山委員と実施し、砂利撤去が完了していることを確認。始末書添付での追認にて申請を受け付けたもの。</p>		
地区推進委員報告	<p>(17番農業委員：小山委員)</p> <p>7月17日に■■■■■から説明を受けました。同時にそのときに、住民の■■■■■も一緒におられましたので経緯を尋ねております。現地に建っている倉庫は5年ほど前に建てられたとのこと。カーポートの下の浄化槽は15年ほど前に作ったとのこと。この土地が農地ということは知っていますかと尋ねましたが、畑ということは知っていたが倉庫等を建ててはいけないということは知らなかった。また業者も教えてくれなかったということでございます。浄化槽の周りには砂利等を敷き整備をしておりましたが、それも撤去しております。事務局の経過報告に農地パトロールで把握できていなかったと書かれておりますが、この畑は住宅地の中にありまして、我々も農地パトロールで、田はほとんど把握しておりますけど、住宅地の中のこういったところは把握できておりませんで</p>		

	した。農地パトロールで判断するのが難しいと考えられます。皆様ご審議をよろしくお願ひします。
現地調査報告	7月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第41号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 2棟 531.68㎡		
備考	売買 令和4年7月20日付け飯塚市告示第242号にて農振農用地除外済み。 令和5年5月30日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	造成は最大1.1mの盛土工。		
進入口	既存水路へ蓋掛けを行い、申請地北側市道より進入。法定外公共物占用許可書を農業土木課へ提出済み。		
土留め	進入口を除く全方位にL型擁壁を設置。		
被害防除	新設擁壁に高さ80cmのメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水柵、落蓋式側溝を新設し、北側既存水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を設置し、北側既存水路へ放流。		
工事計画期間	令和5年9月15日から令和6年5月25日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(17番農業委員：小山委員) 現地で説明を受けましたが、地元の農区の同意もありますし、申請地につきましては農振除外をされております。計画通り進められれば問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。		
現地調査報告	7月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 41 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 92.74 m ²		
備考	売買 隣接宅地 215.9 m ² を含め、計画面積は 357.9 m ² となる。		
造成	最大 100 cm 程度の盛土工。		
進入口	申請地東側市道より進入。		
土留め	申請地西側、南側及び東側の一部に CB ブロックを設置。また、北西側は既存擁壁へ投げかけ、北東側は市道へ擦りつけ。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、雨水枿を新設し、申請地北側の既存水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を設置し、雨水同様、既存水路へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 9 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2 番推進委員：幸崎委員) 現地で説明を受けました。地元の農区の同意ももらっておりますし、支障はないと考えられます。		
現地調査報告	7 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 41 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
権利内容	賃貸借権

施設の概要	
備考	売買
造成	現況を均す程度。
進入口	北東側市道からの進入。
土留め	北東側、南東側及び南西側において、既設擁壁へ投げ掛け。 北西側において、隣接地へ法面土羽打ち。
被害防除	北西側において、高さ 80cm のネットフェンスを設置。
雨水排水	新設する溜柵を經由し、南西側水路へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
水利同意	■■■■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(27 番推進委員：谷委員) ■■■■ の自宅を訪問し、現地を調べましたところ、現地は周りが草で覆い茂っておりまして、ここ数年は農地として利用されていない状況でありました。8 月 4 日に ■■■■ 宅を訪問し事情を聞きましたところ、売買で購入いたしましたということで、そのことについて事務局に確認しましたところ売買で処理されておるようでございます。■■■■ は当該地を駐車場および資材置場として、活用されるようでございます。生産組合とは既に話がついておるようでございます。
現地調査報告	7 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 41 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地	■■■■		
地目、面積	■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■ ■■■■	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■■■■ ■■■■ ■■■■		
転用目的 施設の概要	事業所		
備考	売買 隣接地 (現況：雑種地) 224 m ² を含め、計画面積は 638 m ² となる。		

造成	現況を均す程度、表面はクラッシャーラン敷き。
進入口	申請地北側市道より進入。
土留め	特段の施工なし。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、溜桝、水路を新設し勾配をとり集水後、既存道路側溝へ放流。
生活雑排水	公共下水管へ放流。
工事計画期間	令和5年9月1日から令和5年12月31日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(6番推進委員：市吉委員) から説明を受けております。転用目的は、譲受人であるの事業所でアロマ教室を始めるための教室を兼ねた事業所となっております。地元の農区からの水利承諾を得ており、事務局の説明通り施行されるのであれば問題ないかと思っております
現地調査報告	7月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第41号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地区分	3種 (準工業地域)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	敷地拡張(貸駐車場)		
備考	売買		
造成	現況を均す程度、表土は碎石敷転圧。		
進入口	申請地西側市道より隣接宅地進入口より進入。		
土留め	西側にCBブロックを設置。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、雨水桝を布設替えし、既存道路側溝へ放流。		

生活雑排水	なし。
工事計画期間	令和5年11月6日から令和5年11月30日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(3番推進委員：三村委員) 代理人より説明を受けました。本申請用地につきましては、国道200号線沿いにありまして、周囲は商業施設が建ち並んでおりまして、その中にポツンとこの土地が一角あるというような状況であります。また、本用地を含む飯塚市の都市計画におきましても用途地域は準工業地域ということで、商業施設がたくさんある。そういった場所にあるということでありまして、周囲は道路と駐車場に囲まれておりまして、現状から見ても、土地利用の関係から農地としての利用は限界があると理解をいたしております。また地元農区の同意をいたしておりますので、支障ないものと理解をいたしております。
現地調査報告	7月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第41号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	敷地拡張(庭及び駐車場)		
備考	売買		
造成	最大約60cmの切土工。駐車場への進入路は張りコンクリート仕上げ。そのほかはクラッシャーラン敷き。		
進入口	申請地東側市道より約13.5mの進入路を設置。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	西側に高さ15cmのコンクリート縁石を敷設し、碎石の流出を防止。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、勾配により既存道路側溝及び北側既存水路へ放流。		
生活雑排水	なし。		

工事計画期間	令和5年11月6日から令和5年11月30日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(5番推進委員：高木委員) 先月現地にて、事務局、農業委員の方と一緒に図面計画等を見ながら説明を受けております。この案件については、図面計画通り行っていただければ別に問題はないと思います。地区の農区からも同意を得ておりますので、別に問題ないと思いますので皆さんの審議をよろしくお願いします。
現地調査報告	7月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第42号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	61,298.00 m ²		
	畑	0.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	61,298.00 m ²		
作物別設定面積	水稻	(3年以下)	15,076.00 m ²	5件
		(6年以下)	14,231.00 m ²	5件
		(10年以下)	26,666.00 m ²	9件
		計	55,973.00 m ²	19件
	野菜	(6年以下)	5,325.00 m ²	3件
		計	5,325.00 m ²	3件
	計	(3年以下)	15,076.00 m ²	5件
		(6年以下)	19,556.00 m ²	8件
		(10年以下)	26,666.00 m ²	9件
		計	61,298.00 m ²	22件
	第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
	補足説明	なし		
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第43号第1項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人		譲受人	
-----	--	-----	--

		耕作面積	
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積			
所有権の移転時期	令和 5 年 8 月 26 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第 6 号 飯塚市穂波共同育苗施設運営委員の選出について

推薦依頼人数	委員名	前委員名
1 人 (穂波地域)	河邊 敏浩	河邊 敏浩
<p>飯塚市穂波共同育苗施設管理運営規程の抜粋 (運営委員会)</p> <p>第 4 条 この施設に農家代表及び関係機関でもって構成する運営委員会を設置し、施設の適正且つ効率的な運営を図るため次の事項を審議する。</p> <p>(1) 年度別利用計画の樹立</p> <p>(2) 本施設の運営計画と利用料金</p> <p>(3) その他管理運営上に必要な事項</p> <p>2 運営委員会の構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業委員会 (穂波地域代表) 1 名</p> <p>(2) 普及指導センター 1 名</p> <p>(3) 福岡嘉穂農業協同組合 1 名</p> <p>(4) 飯塚市穂波支所 1 名</p> <p>(5) 生産組合 (農家代表) 12 名</p> <p>(6) 学識経験者 若干名</p> <p>任期：2 年 (令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)</p> <p>※ただし、任期中に委員の改選等があった場合は、委員の任期機関までとなる。</p>		
説明	<p>(事務局)</p> <p>本施設は飯塚市津原にあり、福岡嘉穂農業協同組合が管理運営を行う施設で、施設の適正かつ効率的な運営を図るため、運営委員会が設置されております。運営委員については任期が 2 年です。農業委員会に割り当てられている運営委員数は 1 名であり、穂波地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の中から代表を選任することになっております。現在は河邊敏浩推進員が運営となっております。今回の選任でございますが、引き続き河邊敏浩推進委員にお願いしたいと考えておりますがいかがで</p>	

	ごさいましようか。ご審議をお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	決定

報告第 25 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	2 種
施設の概要	農業用倉庫		
利用状況	2a 未満の農業用施設		
備考	なし		
結果	済		

報告第 26 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済